

Ⅱ.募集要項

(1) 制度の主旨

「まなべる基金」は、東日本大震災の影響を受け経済的に困窮し、進学・就学が困難な高校生を支援することを目的とした給付型(返還不要)の奨学金制度です。困難な状況の中でも、学ぶことをあきらめない高校生を支援するため実施するものです。

(2) 奨学金の対象者

東日本大震災で被災した生徒で、平成30年4月1日時点で高校等に在籍していることが見込まれる生徒。

※詳しい応募資格については「2. 応募資格」(P.5~8)を参照してください。

(3) 奨学金の種類

給付型奨学金 ※返還不要です。

(4) 給付金額・給付期間

	給付金額	給付期間
3年制高校等	年間16万円	平成30年4月分~平成33年3月分までの在籍期間中の最長3年間
4年制高校等	年間12万円	平成30年4月分~平成34年3月分までの在籍期間中の最長4年間

給付期間：高等学校の卒業まで(高等専門学校・高等専修学校の場合は高等課程修了まで)に要する最短修業年限が終了する月まで、高校等の就学課程の途中(2学年以降)から受給する場合は、残りの最短修業年限が終了する月までとします。なお、留学・休学・留年等、受給者の都合で卒業に要する期間が延長した場合でも給付対象期間の延長はありません。

※給付金額・給付期間は、公的な奨学金、民間の奨学金、就学支援金制度の状況等に変更が生じた場合等に、事前の予告なく変更される場合がありますので予めご了承下さい。

(5) 給付スケジュール

以下の給付予定月に年2回給付します。(※手続きの都合により多少前後する場合があります。)

		前期6ヶ月分(4月~9月分)	後期6ヶ月分(10月~3月分)
給付予定月		4月(高校1年生は初回のみ5月)	10月
給付金額	3年制	80,000円	80,000円
	4年制	60,000円	60,000円

(6) 募集人数 120名程度

(7) 応募締切

応募者	各校で定められた提出日 在籍校ごとに書類提出日が異なります。奨学金担当の先生に確認してください。
奨学金担当の先生	平成29年10月6日(金) ※消印有効 ※締切期日を過ぎた後の応募は受付出来ませんので、余裕をもってご準備ください。

(8) 応募方法

応募者	「Ⅲ. 応募書類 2.応募書類」(P.14~26)を、奨学金担当の先生へ提出してください。 ※学校経由以外の応募は受付できません。
奨学金担当の先生	学校内全ての応募者を取りまとめ、当財団へ郵送してください。 詳細は別紙「まなべる基金(第7期)応募手続きのご案内」をご覧ください。

(9) 応募書類送付先 ※学校経由以外の応募は受付できません。

〒105-8799

日本郵便 芝郵便局留 公益財団法人東日本大震災復興支援財団
『まなべる基金(第7期)』 応募書類 担当 行

(10) 選考

応募書類の記載をもとに選考委員会で決定した選考基準に基づき総合的に判断します。
応募資格を全て満たしても必ずしも採用となるわけではありませんので予めご了承ください。

(11) 採否決定通知

平成 30 年 1 月下旬(予定)に、在籍校宛に郵送にて通知します。

応募者	採否結果については、奨学金担当の先生に確認してください。
奨学金担当の先生	通知が到着次第、各応募者へ結果を通知してください。 詳しくは採否の通知に同封される手続きのご案内をご覧ください。

2. 応募資格

以下の1～6の応募資格を**全ての項目**を満たす生徒が対象になります。

資格 1：生年月日

平成 10 年 4 月以降に生まれ、平成 30 年 4 月 1 日時点で高校等に在籍していることが見込まれる生徒。
(ただし、平成 29 年 9 月現在、高校卒業資格を取得している生徒を除く。)

資格 2：東日本大震災発生時の居住地

東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県の小学校に在籍していた生徒で、かつ、その生徒の家庭で主に家計を支える方も岩手県・宮城県・福島県に居住していた。

資格 3：被災をしていることが証明できる

東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県で被災したことを、罹災証明書(半壊以上)または被災証明書の提出により証明できる。

資格 4：所得の合計基準

応募者と家計を同一にする 18 歳以上の家族の「平成 29 年度所得証明書(平成 28 年 1 月～12 月分)」の所得合計が以下を下回っている。

応募者と家計を同一にする家族の人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人
所得合計 (18 歳以上の家族)	213.6 万円	302.3 万円	370.5 万円	430.8 万円	507.6 万円	579.9 万円	651.2 万円	721.7 万円

資格 5：他の奨学金との重複受給がないこと

他の給付型奨学金との重複受給はできません。貸与型奨学金でも高校卒業で返還免除となる実質給付型奨学金(例：宮城県被災生徒奨学資金)を受給している場合も、重複受給はできません。

	奨学金の特徴	重複受給
貸与型奨学金	返還が必要なもの	○
	高校卒業で返還免除となる実質給付型奨学金と同等のもの (例：宮城県被災生徒奨学資金)	×
給付型奨学金	返還がないもの	×

<他の奨学金を併願している場合>

他の奨学金の受給が決定した時点で、「まなべる基金」を受給するか他の奨学金を受給するか、いずれかを選択してください。なお、平成 29 年 9 月時点で、すでに他の奨学金を受給している場合は応募できません(平成 30 年 3 月で給付期間が終了するものも含む)。

資格6：配慮すべき経済負担がある

以下の配慮すべき経済負担の事象(①～⑦)の1つ以上に該当する生徒が対象です。
 なお、該当する事象があるかどうかは「2.配慮すべき経済負担の項目確認フローチャート」(P.7～8)で確認してください。

1. 配慮すべき経済負担

I. 住居に関するもの

項目	内容
① 持家解体後、住居再建または自己負担のある賃貸住居に入居している	主に家計を支える方が震災当時居住していた持家(注1)が、震災により流出または半壊以上の認定を受け、やむを得ず解体し居住ができないため、平成23年3月～29年9月までの間に以下のいずれかの状況にいたっている。
	①-a 新たに住居を購入し再建した。
	①-b 家賃の自己負担がある賃貸住宅に入居している。
② 持家を自費で修繕した	主に家計を支える方の震災当時居住していた住居(持家(注1)に限る)が、震災により半壊以上の認定を受け、居住のため修繕が余儀なくされ、修繕に自己負担額が50万円以上かかった。かつ、現在もその住居に住み続けている。

Ⅱ. 避難(自主避難含む)に伴うもの

項目	内容
③ 原発の影響で避難し、二重生活をしている	福島第一原発事故の影響により、平成23年3月～25年3月までの期間中に避難し、平成29年9月現在も、応募者と家計を同一にする家族が2拠点以上で生活を送っており、避難先で住居費を自己負担している。
④ 原発の影響で一家避難し、避難先で住居費を自己負担している。	福島第一原発事故の影響により、平成23年3月～25年3月までの期間中に応募者と家計を同一にする家族全員で避難し、平成29年9月現在も避難を継続し、以下のいずれかの状況にいたっている。
	④-a 避難先で住居を新たに購入した。
	④-b 家賃の自己負担がある賃貸住宅に入居している。
⑤ 避難先から震災時に居住していた市町村への帰還	福島第一原発事故の影響により、平成23年3月～25年3月までの期間中に避難し、6ヵ月以上の避難生活後、平成29年9月現在、震災時に居住していた市町村へ帰還し生活を送っている。

Ⅲ. 就業に関するもの

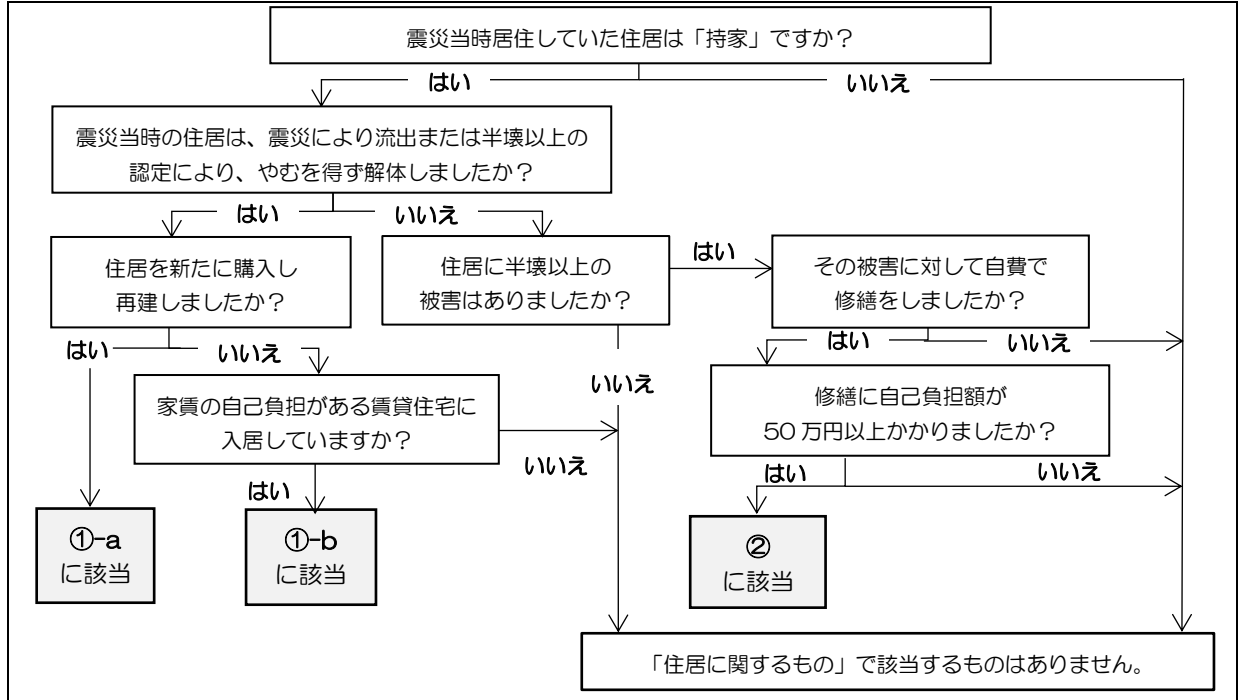
項目	内容
⑥ 自営業の機器を再購入した	事業所等が罹災して、主に家計を支える方が震災前に営んでいた自営業(専業の漁業・農業含む)の機器類が流出や倒壊などにより利用できなくなり、再購入が余儀なくされ、再購入に自己負担額が50万円以上かかった。
⑦ 仕事が不安定	主に家計を支える方の仕事が、平成29年9月現在、下記のいずれかの状況で安定しない状況にある。
	⑦-a 病気等の理由で働けない状況にある。または、雇用保険受給期間満了前で、かつ転職活動中で無職状態にある。
	⑦-b 非正規雇用で仕事をしている。
⑦-c 正規雇用で仕事をしているが過去3年間に2回以上転職を経験し、いずれかの転職で「自己都合以外」の理由により転職をしている。	

(注1)「持家」とは、応募者の保護者または、震災当時または現在において応募者と家計を同一にしている祖父母名義の住宅を指します。

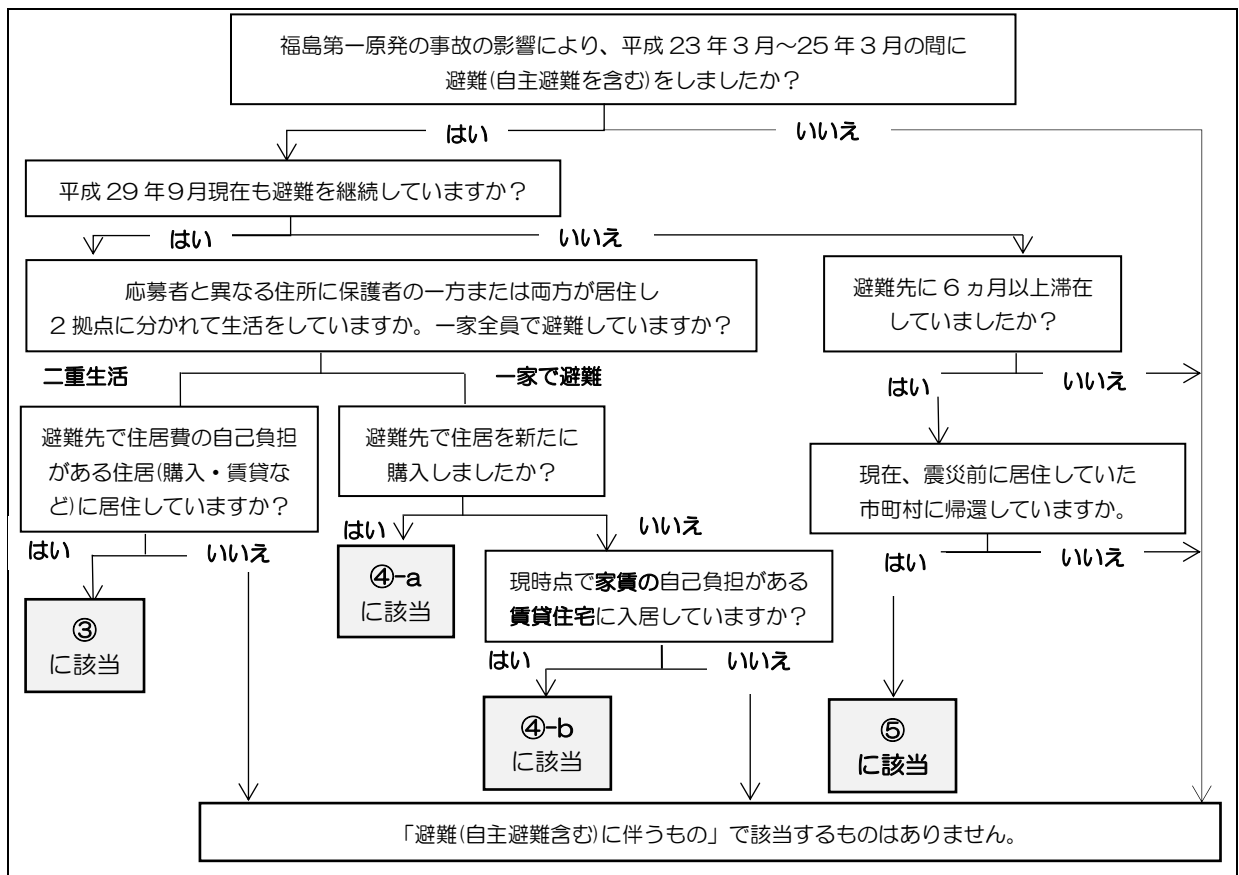
2. 配慮すべき経済負担の項目確認フローチャート

「1. 配慮すべき経済負担」について該当する事象(①～⑦)があるかどうか、以下のフローチャートで確認してください。

I. 住居に関するもの

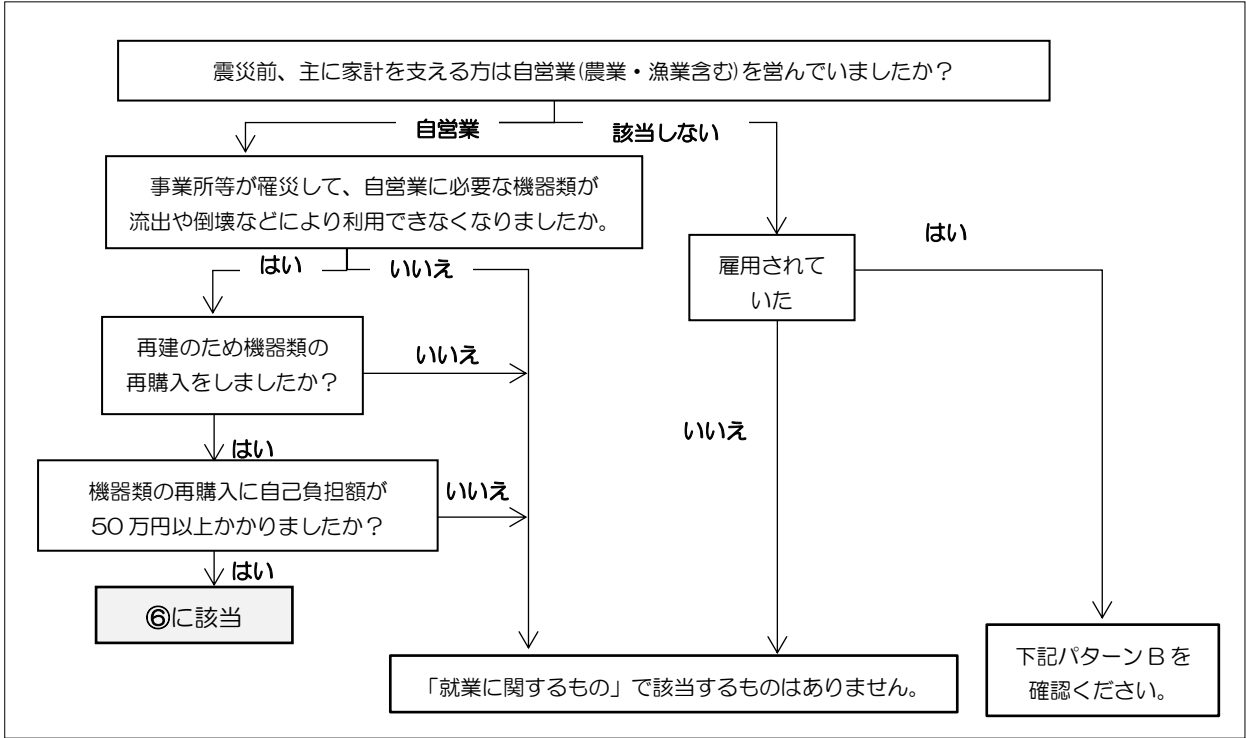


Ⅱ. 避難(自主避難含む)に伴うもの

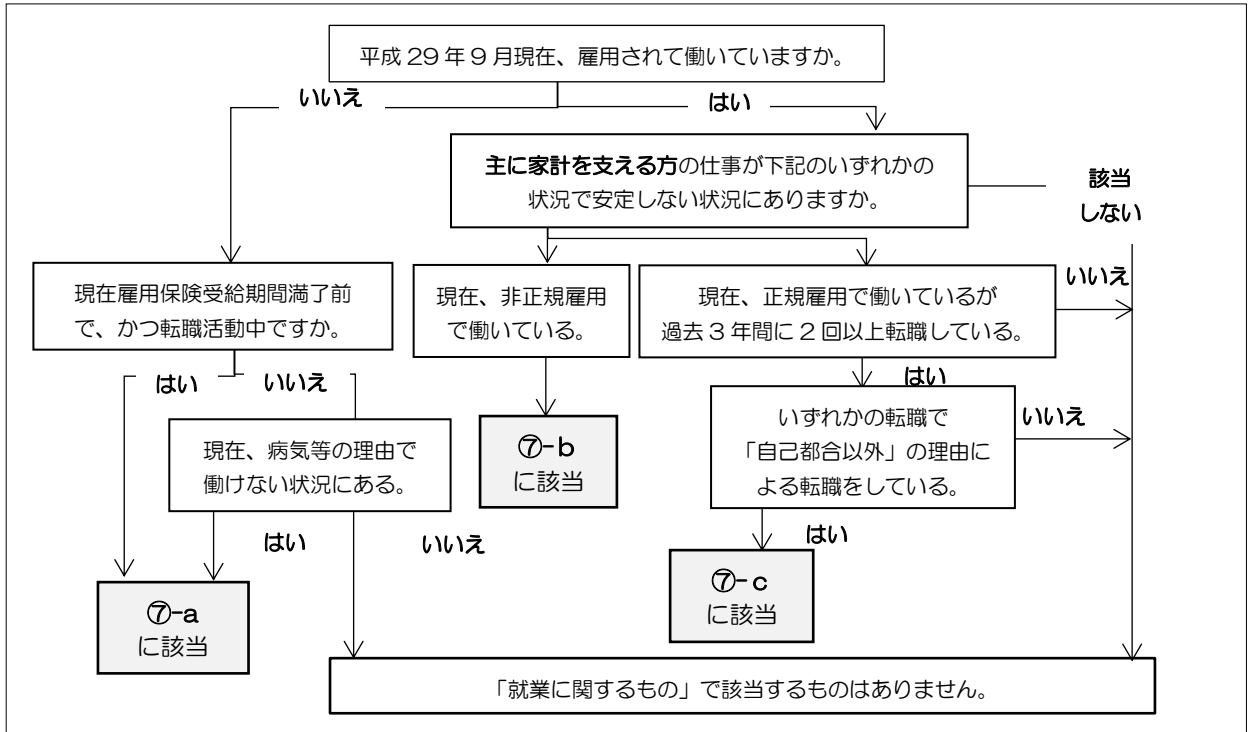


Ⅲ. 就業に関するもの

パターンA



パターンB



3. 応募に当たっての注意事項

「まなべる基金(第7期)」の応募にあたっては、以下の事項について予めご了承ください。

(1) 給付開始条件

本基金の奨学金の給付を開始する条件は以下の通りです。

- ① 給付対象期間中に、他の給付型奨学金、ならびに、貸与型奨学金でも高校卒業で返還免除になる実質給付型奨学金(例. 宮城県被災生徒奨学資金)を受給していないこと。
- ② 受給同意書等、当財団が後日指定する給付手続き書類を期日までに提出すること。
- ③ 高校等への在籍が確認できる書類を提出すること。

(2) 給付期間中の義務

受給者または保護者には、奨学金の給付対象期間中、以下の義務が発生します。

- ① 受給者は、当財団が指定した時期に、高校等での活動状況について、当財団が指定する書式で「活動報告書」を提出すること。(年1回または2回を予定)
- ② 受給者またはその保護者は、以下の場合変更が生じてから1ヶ月以内に在籍校を通じて「変更届」を提出すること。
 - ・当財団に申告している情報(住所、氏名、連絡先、保護者、振込先口座など)に変更があった場合
 - ・高校等での在籍状況に変更があった場合(転校、休学、長期欠席、留年、留学、退学、本人の死亡など)
- ③ 受給者または保護者は、当財団が追加の資料提出や報告を求めた場合、それに応じること。

(3) 給付の停止

受給者が次のいずれか1つに該当した場合には、奨学金の給付を停止します。

①～③については、当財団が認めた場合、奨学金受給の再開が可能です。⑨～⑫に該当する場合には、支給済みの奨学金を返還してもらいます。

- ① 休学する場合
- ② 長期(1ヶ月程度以上)の欠席をする場合
- ③ 前項「(2) 給付期間中の義務」への違反があった場合
- ④ 受給者またはその保護者と連絡が取れなくなった場合
- ⑤ 在籍校で謹慎または停学等の処分を受けた場合
- ⑥ 高校等を退学した場合
- ⑦ 警察に補導・逮捕等をされた場合
- ⑧ 受給者が死亡した場合
- ⑨ 給付対象期間中に他の給付型奨学金、ならびに貸与型奨学金でも高校卒業後返還免除になる実質給付型奨学金(例. 宮城県被災生徒奨学資金)を重複受給した場合
- ⑩ 応募書類や「(1) 給付開始条件」に定める手続き書類の記載に虚偽があった場合
- ⑪ 受給者が反社会的勢力の関係者である場合
- ⑫ その他、本基金の奨学生として妥当でないと当財団が判断する事実があった場合

(4) その他注意事項等

- ① 応募書類(各種公的書類等)の準備・取得・提出にかかる費用は応募者負担となります。
- ② 応募書類は必ずお手元にコピーを取って保管してください。
- ③ 提出いただいた書類の返却はいたしません。
- ④ 当財団は、奨学金の適正な給付のため、応募者、保護者、または在籍校に追加の資料の提出や報告を求める場合があります。当財団が、応募者、保護者または在籍校に追加の資料の提出や報告を求めた場合は、それに応じてください。
- ⑤ 当財団は、ご提出いただく個人情報について、当財団ホームページ記載の「個人情報の取り扱いについて」に従い適切に管理します。在籍校への連絡または当財団の業務委託先への情報共有以外で本人の承諾なく第三者に個人情報を提供することはありません。
- ⑥ 当財団は、公的な奨学金、民間の奨学金、就学支援金制度の状況等に変更が生じた場合等に、事前の予告なく奨学金の金額・給付期間・給付開始・停止条件・その他の条件の変更を行う場合があります。予めご了承ください。